

宇都宮市上下水道局事業場排水に関する指導の基準を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道を使用している事業者の下水の水質への意識を高め、下水道施設を保護し、水再生センターからの放流水の水質を確保するために、宇都宮市下水道条例（昭和40年条例第23号。以下「条例」という。）第2条に定める除害施設及び特定事業場について、事業者への排水指導に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 除害施設設置事業場 法第12条第1項に規定する除害施設を設置している事業場をいう。
- (2) 事業者 除害施設設置事業場又は特定事業場（以下「事業場」という。）からの排水を公共下水道に排出している者をいう。
- (3) 下水排除基準 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）及び条例に定める下水道に排除する水質の基準をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は法令及び条例のほかこの要綱を遵守するものとする。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、事業者に下水排除基準を遵守させるために、事業者の指導監督に努めるものとする。

- 2 管理者は、法第13条の規定に基づき、定期的に事業場の排水状況について、別表第1に定めるところにより立入検査を行い、市内の事業場からの排水状況の把握に努めるものとする。
- 3 管理者は、この要綱の目的を達成するため、関係機関と連携するものとする。
- 4 管理者は、事業場からの排水を検査し、下水排除基準に適合した場合は、事業者に水質分析結果書（様式第1号）を通知するものとする。

(行政指導の基準)

第5条 管理者は、事業場からの排水の検査の結果、下水排除基準への違反が判明した場合は、別表第2-1に掲げる点数を積算し、別表第2-2に掲げる行政指導の措置を判断するものとする。

2 事業者は、行政指導の内容に応じて、排水が下水排除基準に適合するよう改善計画書(様式第5-1号)を管理者に提出し、改善措置完了後は、改善措置完了届(様式第5-2号)を提出するものとする。

(行政処分の基準)

第6条 前条の行政指導に従わず、下水排除基準を超える排水を下水道に排除した事業場に対しては、行政手続法(平成5年法律第88号)第29条に基づく弁明の機会を付与した後、法又は条例の規定に基づき別表第3に掲げる命令を行うものとする。ただし、弁明の機会を付与した結果、事業場による自発的な改善が行われた場合は除く。

(様式)

第7条 この要綱に規定する様式は、別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

ランク	立入対象事業場	立入回数
A	政令第 9 条の 4 に規定する物質（以下、「処理困難物質」という。）を使用し、排水量が 30 m ³ /日以上 300 m ³ /日未満の事業場	処理困難物質の使用状況や事業場数等を加味し、設定する。
B	処理困難物質を使用し、排水量が 30 m ³ /日未満の事業場	
C	処理困難物質を使用せず、排水量が 30 m ³ /日以上 300 m ³ /日未満の事業場	
D	処理困難物質を使用せず、排水量が 30 m ³ /日未満の事業場	

別表第 2 - 1（第 5 条関係）

	初回		2 回目以降	
	過失	故意	過失	故意
処理困難物質で排水量 30 m ³ /日以上 300 m ³ /日未満	4	6	2	3
処理困難物質で排水量 30 m ³ /日未満	3	5	1	2
処理困難物質以外の項目で排水量 30 m ³ /日以上 300 m ³ /日未満	2	3	1	2
処理困難物質以外の項目で排水量 30 m ³ /日未満	1	2	1	2

※ 1 2 回目以降は違反のたびに点数を加算していくこととする。

※ 2 違反点数は基準超過の日から 3 年間保持するものとする。

※ 3 違反点数の保持期間において違反のない場合、違反点数の積算値を 0 とし、その後に生じた違反は初回違反として取り扱う。

別表第 2 - 2

行政指導の名称	違反点数の積算値	指導の内容
注意	1 ~ 2	注意書（様式第 2 号）を事業場に郵送
勧告	3 ~ 5	勧告書（様式第 3 号）を事業場に持参
警告	6 ~ 9	事業者を呼び出し、警告書（様式第 4 号）を通知

※積算値が 10 以上となった場合については、第 6 条の規定により行政処分の検討を行う。

別表第3（第6条関係）

措置	処分対象	様式
改善命令 （法第37条の2）	政令第9条の4又は第9条の5に定める水質基準に違反し、将来にわたって当該基準に適合しない下水を排除するおそれがある特定事業場	第6-1号
改善命令 （法第38条第1項） （条例第9条）	次の各号のいずれかに該当する事業場 (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき (3) その他、管理者が公共下水道の管理上改善命令の必要があると認めるとき	第6-2号
停止命令 （法第37条の2）	政令第9条の4又は第9条の5に定める水質基準に違反し、将来にわたって当該基準に適合しない下水を排除するおそれがあり、かつ、特定施設の構造若しくは使用の方法又は汚水の処理の方法の改善のみによっては当該基準に適合させることが困難な特定事業場	第7-1号
停止命令 （法第38条第1項）	次の各号のいずれかに該当する事業場 ・公共下水道を損傷したもの ・公共下水道の機能を阻害したもの	第7-2号

※ 原則として停止命令をするときには、同時に改善命令をすることとする。